

## 近世真宗教団と藩権力

### ——一九世紀初頭の異安心事件を事例に——

芹口 真結子

一九八〇年代以降、幕藩権力と宗教との関係は、幕藩体制の下で仏教教団が存立したことを前提とした上で、教団の自律性を認める方向で論じられるようになった。近年では、幕藩権力の公認を受けた諸宗教・諸宗派が併存した社会として近世社会を描き出す近世宗教史の成果を踏まえた上で、幕藩権力の宗教政策の特質や、宗派間対立における幕藩権力の立場性が着目され始めている。だが、幕藩権力の宗教政策が、仏教教団の自治にいかなる影響を及ぼしたのかは、問題とされていない。

そこで、本稿では、仏教教団の自律性が最大限発揮されうる宗派内の教学に関わる問題でありながら、藩権力の介入を招いた事件を扱った。具体的には、一九世紀初頭の東本願寺で発生した尾張五僧の事件を検討した。これは、異安心<sup>いあんじん</sup>(いあんじん)(異端的教説)を唱えたとして本山へ訴えられた、五人の僧侶をめぐって展開した事件である。彼らは、本山宗学研究機関である学寮の取調べの結果、異安心ではないと判定された。しかし、五僧の判定をめぐって教団内部で対立が生じ、結果的に尾張藩領内で門徒の暴動を招いた。また、尾張藩へ判定内容を通告する際に、触頭を務める名古屋御坊が、五僧が不正義であったと通知したことで、藩と本山との間に認識の齟齬が発生した。結果、藩は領内の触で不正義という文言を使用し、それが僧侶や門徒の混乱を招いた。そこで、藩は国法の決定に合う寺法の取りさばきを要求し、本山は藩の意向を受け入れた。だが、これは教学統制権の自律性を本山自身が否定したことを意味し、僧侶や門徒の反発を招いた。以上から、幕藩権力の宗教統治は、仏教教団内部に、教学統制権の自律性の解釈をめぐる対立を引き起こしたのである。